

# 児童クラブ通所児童募集

**対象** 平成27年度に市内の小学校に在籍する児童で、保護者および同居の親族が居宅外での労働などにより、児童クラブの利用が必要な児童

## 通所区分および利用料金

利用時間	利用料金
17時までの利用	月額3,000円 (8月のみ8,000円)
17時を超える利用	月額5,000円 (8月のみ8,000円)

※閉所は平日は19時、土曜日は18時です。

## 募集する児童クラブ

学区	児童クラブ名	電話番号	定員
新川	新川	☎(46)1905	50人
	二葉保育園	☎(41)7066	20人
中央	中央	☎(46)3184	50人
西端	西端	☎(46)3264	75人
棚尾	棚尾	☎(46)5131	80人
鷺塚	鷺塚	☎(46)6010	80人
	第2へきなん保育園	☎(42)8222	20人
大浜	大浜	☎(46)6362	80人
日進	日進	☎(46)1262	50人

## 通所説明会

通所申込みおよび児童クラブでの生活の様子を理解してもらうための説明会を以下のとおり実施します。希望する児童クラブの説明会に出席してください。申請書は説明会で配布します。

※現在通所している子やその兄弟姉妹が入所を希望する場合、説明会への出席は不要です。申請書は児童クラブ経由で配布します。

とき	希望する児童クラブ
10月8日(水) 19時～	中央、大浜、日進、西端
9日(木) 19時～	新川、棚尾、鷺塚、二葉保育園、第2へきなん保育園

## ところ 文化会館

※説明会は同じ内容ですので、都合が悪い場合はいずれかに出席してください。

**申込み** 10月16日(木)～25日(土) (日曜日を除く) 13時～18時 (土曜日は9時～17時) に**通所を希望する児童クラブ**

※受付時に面接しますので、新規で入所を希望する児童を同伴してください。定員に満たない場合は、受付期間終了後も随時受け付けます。

## 新築住宅建設等促進補助制度をご利用ください

地域経済の活性化、住宅建設の促進を図るため、市内に居住用の住宅を新築した人、または新築住宅・新築マンションを購入した人に建設費（購入費）の一部を補助します。

**対象** 次のすべてに該当すること

- ・市内に居住用として平成25年1月～12月までに住宅を新築、または新築住宅・新築マンション（分譲住宅）を購入した人
- ※26年度に新たに固定資産課税（補充）台帳に登録された住宅が対象です。
- ・住宅の居住部分の床面積が50㎡以上で、玄関、台所、便所などがあること
- ・市の木造住宅耐震建替補助を受けていないこと

**補助額** 固定資産評価額の0.7%（限度額40万円）

### 【三州瓦利用促進加算】

新築住宅建設等促進補助金の対象となる住宅で市内に本社または工場を有する事業者の事業所で生産された瓦を屋根材として使用した場合、1㎡あたり300円を加算（限度額10万円）します。

**問合せ** 商工課労政観光係

9月1日(月)～10日(水)は屋外広告物適正化旬間です

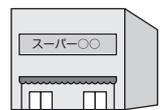
## 屋外広告物を設置するときはルールを守りましょう

はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置には、まちの美観や自然環境を守るため、そして落下、倒壊による事故を防止するため、県の条例により一定の制限があります。

建物の壁面広告や立看板などの屋外広告物を新たに設置する場合や、デザインやサイズを変更する場合は、事前に市の都市計画課の窓口で許可申請手続きの要・不要、そして許可要件について確認してから手続きを行ってください。

なお、屋外広告物の許可申請の手続きを行っていない場合は、速やかに手続きを行ってください。また、屋外広告物の設置は、県知事の登録を受けた業者に依頼してください。

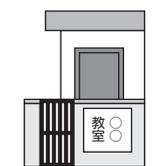
**問合せ** 都市計画課管理係



△壁面広告



△野立広告



△はり紙